

JOYO BANK NEWS LETTER

平成 29 年 4 月 5 日

株式会社常陽銀行

「働き方改革」の推進について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、「働き方改革」を全行挙げて推進することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。この取り組みは、第 13 次中期経営計画の基本戦略「人材力の向上」に掲げる「ワークライフバランスの推進と生産性向上」の実現に向け実施するものです。

第 1 弾として以下の施策を実施いたしますが、今後、順次施策を展開していく予定です。

当行は、今後とも、従業員のワークライフバランスの実現や生産性向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

記

1. 開始日

4 月 1 日（土）

2. 実施施策

(1) 「働き方改革」推進に向けた態勢整備

- ・平成 27 年 1 月より実施している「原則 19 時までの退社」を継続するとともに、ノー残業デー（定時退社）を週 1 回から週 2 回に拡大する。
- ・各部店単位で管理者を長とする「働き方改革推進チーム」を設置し、ワークライフバランスの実現や業務効率化・生産性向上に関する取り組みを行う。また、本部内に「働き方改革プロジェクトチーム」を設置し、各種効率化施策の企画・実行に取り組む。

(2) 休暇制度の新設・拡充

ゆとりある生活の実現に向け、休暇制度を新設・拡充する。主な内容は以下のとおり。

実施内容	概要
アニバーサリー休暇の新設	従業員本人や家族の誕生日や記念日等に取得可能な制度休暇（年 1 回、年次有給休暇の振替）として新設する。
タイムセレクト休暇の新設	1 時間単位で取得できる年次有給休暇（時間単位有休）として新設する。
休暇制度対象者の拡大	今回新設・拡充する内容も含めて、行員が利用可能な休暇制度について、パート・タイマー等へ拡大する。

以 上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

<当行の主な休暇制度>

	制度名	概要
年次有給休暇	連続休暇	5営業日連続で取得する休暇（年1回）。
	プチバカンス	休日2日間を含め5日間の休暇（年1回）。
	クォーター休暇	ワークライフバランスの充実に資する行事等を優先して取得できる休暇（原則四半期に1回、年間4回）。
	半日休暇	半日単位で取得できる休暇。
	パワーホリデー	勤続満17年、22年、27年の行員を対象に10営業日連続で取得できる休暇。
	【新設】 アニバーサリー休暇	従業員本人や家族の誕生日や記念日等に取得できる休暇。 （年1回）
	【新設】 タイムセレクト休暇	1時間単位で取得できる休暇（年間5日を上限）。
特別休暇	結婚休暇	本人または子女が結婚する際に取得できる休暇。 （本人8日以内、子女2日以内）
	忌引休暇	3親等以内の親族の喪に服する際に取得できる休暇（最大7日）。
	配偶者出産休暇	配偶者が出産する際に取得できる休暇（5日以内）。
	看護休暇	中学校就学前の子を養育する行員が、子の傷病により看護が必要なとき等に取得できる休暇（子が1人の場合：12日以内、2人以上の場合：24日以内。半日単位での取得も可）。
	介護休暇	要介護状態にある家族の介護等が必要な行員が取得できる休暇（要介護状態にある家族が1人の場合：12日以内、2人以上の場合：24日以内。半日単位での取得も可）。
	裁判員休暇	裁判員候補者または裁判員として裁判所に出頭する際に取得できる休暇。
	積立特別休暇	年次有給休暇消滅分を積み立てた休暇（60日が限度）。私傷病による療養、社会貢献活動への参加等のために取得できる。